綱　領

1．吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2．吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3．吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成15年
1月1月
発　行
第179号

発　行　所
日本赤十字新労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区浜松町2-6-8仲和ビル1F
ＴＥＬ(03)3433-3028
ＦＡＸ(03)3432-4560
Eメール　sinrou@nyc.odn.ne.jp
発行責任者 後 藤 孝 浩

—平成14年度—

第３回中央委員会開催

運動方針案、要求書案など審議

十二月十五日、十六日の両日、日本三景の一つとして名高い宮島への玄関口である広島市の「広島グランドインテリジェントホテル」において、平成十四年度第三回中央委員会が開催された。

全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等七五名の参加のもと、議題である平成十五年度運動方針案や要求書案について熱心な審議が行われ、盛会のうちに二日間の会議を終了した。

まず開会のことばの後、資格審査・成立確認（出席中央委員二五名、委任状五名）が行われ、議長に田中肇氏（原町日赤）、副議長に西村和典氏（大津日赤）、書記に山本俊一氏（鳥取日赤）が選出された。

審議に先立ち、浜崎中央執行委員長が挨拶に立ち、平成十四年度ベア交渉の総括を次のように述べた。

「俸給表のマイナス改定と諸手当等の改正については、十月実施ということで協定書の締結に入ろうとしていた矢先、十月二十九日の団交で、本社より実施時期を平成十五年一月一日に変更したいとの再提案があった。新労はただちに臨時中央委員会を開催（十一月二日）して審議した結果、本社の対応及び混乱について不満は残るものの、実施時期の変更については受け入れる方向で決着させることを決定した。これにより十一月五日の団交で妥結、十二月四日の協定書締結に至ったところである。

最終決定にあたっては、中央委員及び組合員の皆さまに良識ある冷静な判断をいただき、あらためて敬意を表したい。

さて、労働者を取り巻く状況は、デフレ経済と国際競争力激化の中で、企業の賃金抑制と雇用調整など人件費コストの削減と短期利益確保の動きにより、厳しい状況となっている。日本赤十字社においても、企業形態が異なるとはいえ、事業の運営状況を見ると年々厳しさを増しており、各施設では生き残りを賭けた戦略が、今まさに求められているところである。

このような中、組合活動も従来型の賃金に主体をおいた闘争から、雇用確保を第一義とするスタイルに大きく変わろうとしている。

今中央委員会では、来年度の具体的な運動方針案や要求書案等を提出している。

○平成十四年度調査結果を集計、発送
○年末一時金等及び子の看護休暇取得の調査を実施
二、一般経過報告
後藤書記長より、ベア妥結に至る経過説明と年末手当要求に対する本社回答を中心に詳細な報告が行われた。中央委員より、加算措置がカットされた施設があったことを懸念する意見が出された。

■審議事項■

一、平成十五年度運動方針案について
各ブロック会議等で検討された修正点について審議が行われ、一部修正の後、賛成多数で承認された。なお、従来どおり、今後の国内外の動きや諸集計結果に対応して、一部定期大会までに修正することが了承された。スローガン及び闘争方針案についても、原案どおり承認された。

二、平成十五年度予算案について
原案どおり、全会一致で承認された。なお、中央委員会の出席について「委任状持参の代理出席者にも旅費を支給できないか」との提案があったが、一旦持ち帰って検討し、定期大会時に決定することになった。

三、平成十五年度要求書案について
基本賃金の引き上げについては、定昇込み三・〇％（一万七百円）の原案どおりで決定した。

諸手当、労働条件等については、定年年齢に関して「定年年齢の統一」を要求内容として盛り込むべきとする意見に対し、「定年年齢の引き上げ」の中で不合理な面を指摘していくとの考え方から原案どおりで、また、「有給休暇の完全消化」を要求項目に取り上げることなど、一部修正・追加の後、賛成多数で承認された。

四、本部役員について
役員詮衡委員長の服部育男氏（名二日赤）より、中央委員会に先立って開催された役員詮衡委員会の審議報告が行われ、寄せられた推薦状等を参考に大会に向けて詮衡に努力する考えが示された。

五、大会運営について
第四二回定期全国大会開催にあたり、日程、大会役員の確認が行われた。

六、その他
(1)早期退職制度の運用について（大田原日赤より）
施設側と運用について見解の相違があるとした意見に対して、組合としては厳たたき等の不合理な運用の無いように、今後しっかりと監視していくことを確認した。
(2)千葉血セの地労委救済訴訟に対する支援について
二ブロックからの提案に対して、本部及び各単組は激励電報等、できる範囲での支援活動を行っていくこととした。
(3)自宅待機の取扱いについて（三原日赤より）
賃金を出せないなら、業務命令は出せない（ノーペイ、ノーワーク）という毅然とした態度を取るべきである。
(4)国内外旅行の届け出について（岡山日赤より）
岡山日赤では旅行中の事故（テロ等）に対応するため、海外旅行及び一定期間以上の国内旅行については施設への届け出が必要となった。ちなみに、参加単組の施設での例は無かった。
(5)配布資料の活用について
本部より、今中央委員会で配布された「昇格早見表」及び「新俸給表適用後に不利となる場合の昇格事例」について説明がなされた。

◎ホームページ開設
ただ今、準備中！
調査部では、二月に開催される定期大会までに組合員の皆さんにご案内できるよう、ただ今、ホームページの開設に向けて頑張っています。

ベア妥結に至る経過説明なされる

■報告事項■

一、各部報告
【組織部】
○乳児院関係会議の開催
○単組内部強化（芳賀日赤茨城血セ、大田原日赤）
【教宣部】
○本部勉強会開催
○初心者研修会開催
○単組学習会への講師派遣
○ホームページの開設準備
○年末手当交渉のための宣伝ビラ等の作成
【調査部】

過報告が行われ、審議事項では平成十五年度運動方針案や要求書案等について討議が繰り広げられた。

年頭にあたって

中央執行委員長　濱　﨑　健　藏

謹んで新年のお慶びを申し上げます。すがすがしい新年を迎え、組合員各位におかれましては、新たなる想いを胸にお過ごしのことと思います。

年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年は、新労の長年の要求でありました定年制度と再雇用制度及び初任給基準の統一について本社と協定書を取り交わし、いよいよ四月一日から実施されることになりました。これも皆様方の力強いご支援の賜と厚く御礼申し上げます。

一方、基本賃金の改定につきましては、連年のベースアップゼロという大変厳しい状況の中で、日本赤十字社給与改定史上初の俸給の引き下げという、我々にとっては苦渋の選択をせざるを得なかったことは、これからの組合活動に新たな視点と対応が必要であることを認識させられました。

さて、わが国の経済を見ますと、失速傾向にある景気の回復は昨年年初に明るさの見えていた状況から、年末にはアメリカ経済の先行き不安や政府の経済政策に対する失望感からさらに厳しい状況となっており、依然として回復の兆しは見えません。

完全失業率も高い水準を維持しており、一段と深刻化する雇用情勢の中で、労働者の生活不安と雇用不安はますます増大し、必死の生活防衛を余儀なくされています。

日本赤十字社各施設においても、事業運営は年々厳しさを増してきており、長期展望に立って生き残りをかけた経営戦略とともに、職員一丸となった取り組みが求められています。労働組合対経営側という旧来の対峙から、新労のモットーとする労使協調を事業運営の中で実践できるときではないかと考えます。

本年も、組合員一人一人の生活の安定と働きやすい職場環境を目指して、皆様と共に考え、力強く行動する一年にしようではありませんか。旧年にも増して、組合員各位のご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆様及びご家族の皆様にとって、今年がご多幸と実りのある一年となりますことを祈念して、年頭のご挨拶といたします。

平成十五年元旦

第42回 定期全国大会案内

○平成15年2月23日（日）～25日（火）
○静岡県掛川市満水2000番地

北から南から

組合結成40周年
記念式典＆祝賀会開催

―大田原赤十字病院職員組合―

新年明けましておめでとうございます。

さて、昨年十一月十六日に大田原市内において、大田原赤十字病院職員組合結成四〇周年記念式典を挙行いたしました。

式典には、来賓として浜崎中央執行委員長をはじめ本部役員の皆様、第二ブロック各単組役員の皆様、そして当単組の初代から一四代執行委員長の皆様方にご列席いただき、さらに当単組からも組合員約二百名ほどが出席し、総勢三百名の盛大な式典となりました。

祝賀会では、鏡割に始まり、マグロの解体ショー、ドルフィン・マジックショー、そして美川憲一そっくりショー（美川憲二）の三本立てに、皆さんは息のつく暇もないほどの盛り上がり様でした。

我々執行部も、この節目をきっかけに、より一層の努力を重ねていきたいと思っておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

また、日赤新労および各単組の益々のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

（執行委員長・中野繁明）

名古屋港にて初心者研修会開催

名古屋第二赤十字病院労働組合

名古屋という土地柄、あまり有名な観光地はありませんが、名古屋港は近年、南極観測船「ふじ」の展示や名古屋港水族館、ＪＲ貨物が運営する巨大遊園地等ができ、若者のデートスポットや家族連れの行楽地として連日賑わっています。

第三ブロック初心者研修会は、この名古屋港の一角にあるポートビル内の会議室において、中央執行部から浜崎執行委員長、後藤書記長、石川・佐合両執行委員を迎え、組合員四〇名の参加を得て盛大に行われました。浜崎執行委員長からは「労働組合とは」を、後藤書記長には「給与体系とベアについて」の基礎的な講演をいただきました。

また、特別講演として、お隣の施設である名古屋港水族館館長の内田至氏から「亀から学んだこと」として貴重なお話をいただきました。内田氏は亀に関しての第一人者であり、国際的にも有名な方です。今回の研修会を名古屋港で開催するにあたり、日頃聞けない話を誰かにお願いしたいと思って名古屋港水族館に相談したところ、館長の内田氏が快く引き受けてくださいました。

特別講演はこんな内田氏のお人柄が伺える内容で、非常にソフトな語り口で日頃の研究を熱心に話され、とても感動しました。

講演後は名古屋港を見下ろせる展望レストランで昼食をとり、いよいよ待ちに待った水族館見学です。

この水族館は、内田氏の専門であるウミガメが人工的に飼育されているところとしても有名ですが、目玉となっているイルカショーでは、元気なイルカたちが迫力満点のジャンプを披露してくれ、とても感動しました。

皆さんは、名古屋で有名なものと言えば味噌煮込みや天むす、味噌カツなどの食べ物を思い浮かべられるでしょう。でも、この名古屋港のようなステキな観光地もあるのです。全国の組合員の皆さま、機会があったら是非名古屋の街に足を運んでください。新たな感動がきっとありますよ。

（執行委員長・甲村克二）

日赤職員の就業形態について

○再雇用職員　○嘱託職員　○臨時職員　○パートタイマー

日赤では、平成15年４月１日から新たな就業形態として、再雇用職員が登場します。ここでは、日赤有給職員のうち正規職員以外の就業形態について、あらためてその定義を整理します。

【再雇用職員】

定年若しくは日本赤十字社職員定年前早期退職勧奨規則の規定により退職した職員で、日本赤十字社職員再雇用規則により１年以内の期間を定めて再雇用された者。（ただし、定年により退職した職員は平成19年４月１日から）

【嘱託職員】

相当の知識技能を要する特定の業務に従事する者。

【臨時職員】

『１年以内の期間を定めて雇入れた者』…季節的業務のため１年以内の期間を定めて雇入れられた者。

『日々雇入れた者』…１日の単位の契約期間で雇い、その日の終了によって労働契約も終了する者。

【パートタイマー】

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に規定される１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比して短い者。

＊

以上の職員は、職種を問わず、日赤に使用される者で、賃金を支払われる者であり、労基法第９条に規定する労働者であるとして、みな労基法の保護を受けることになります。また、使用者は、それぞれに適用される就業規則を作成しておかなくてはなりません。

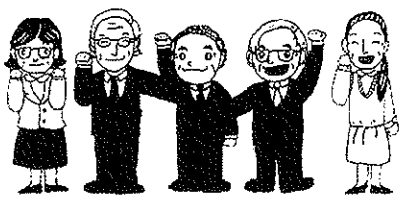

セラピューティックケア

―第５ブロック初心者研修会より―

『ハンドケア』『首、肩のマッサージ』からなっています。

日本人が昔から体験してきた揉む、押す、鍼、灸など、ツボに行うというマッサージ法とは大きく異なるということです。

このケアサービスは、英国赤十字社がボランティア活動として五十年以上も前から取り組んでいたビューティケアやハンドケアが、一九九七年に見直されたものです。クライアントや高齢者などを対称に考えられたマッサージ法で、国家試験は受けなくてもよく、現在、六時間の講習を受けた者が活動しています。

関節炎やリウマチ等で動かなくなった手や指を、少しでも動かせるようにして欲しいというクライアント達のリクエストで考え出されたハンドケアです。「エフルラージュ」と「ニーディング」という手技で筋肉帯にマッサージを行います。人が一番ストレスを感じるところ（首と肩）に求心性（心臓に向かって）のマッサージを行います。

【エフルラージュ】

①マッサージの始めと終わりに用いられる。

②手の全てを使い、ゆっくり滑らかに動かすこと。

③施術者の手は施術箇所を包み込むように動かす。

④終始一定のリズムで動かす。

⑤その動きは、小さな波のように手を動かして施術する。

⑥常に心臓に向かって、血液を送り込むように動かすこと。

【ニーディング】

①拇指（親指）、手のすべてを使い、施術部分で円を描くように動かすこと。

②常に上向きに動かさなければならない。

③患者に不快感を与えるため、決して骨の部分を施術してはならない。

静かにマッサージしても体内運動や内蔵運動を良くしますが、その時の呼吸法もポイントです。ゆっくり施術することによって身体を緩め、調身、調息、調心を助け、リラクゼーションへと導くことができます。

また、ハンドケアの施術中は十分な会話の時がもてます。思いやりの心をもって、しっかり傾聴することが大切です。

撫でたりさすったりするだけで、どうして身体も軽く元気になったと感じるのでしょうか。それは、リンパの流れが良くなるからと言われています。

手の平から伝えあう心、温もりが、セラピューティックケアです。